

「これまでの議論の整理（案）」に追加していただきたい論点 (これまでの障害者部会における発言より)

平成20年11月21日
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会長 星野泰啓

(II) 地域における自立した生活のための支援 ② 就労支援 イ) 福祉的就労の在り方

○ 福祉的就労の強化

- ・就労支援を充実・活性化させるためには、就労移行支援と福祉的就労の両方を強化して就労支援全体の底上げを図り、双方向での支援が必要である。
- ・「就労移行支援と就労継続支援のそれぞれの充実・活性化が必要」と資料に示され、職業指導員と生活支援員の役割はほぼ同様に示されているにも関わらず、就労移行支援と就労継続支援の職員配置基準には差がある。加えて就労継続支援では地域で暮らすための工賃（賃金）の確保をめざすための支援が必要である。

○ 福祉施策と労働施策との本格的統合を見据えた議論の必要性

- ・障害者の就労支援を体系的かつ実質的に展開していくためには、将来的な福祉施策と労働施策との本格的統合を見据えた議論を進めていく必要がある。

(V) 利用者負担

○ 「働く場」における利用者負担の在り方

- ・「働く場」に利用者負担はなじまない。利用者負担発生の矛盾を解消する必要がある。

(VII) 個別論点 ③ 地域生活支援事業（地域生活支援事業の対象事業）

○ 福祉ホーム事業の自立支援給付事業への位置付け

- ・地域における障害者の個人生活の場として福祉ホーム事業の制度があり、身体障害者の地域移行の受け皿としての利用も可能だが、地域生活支援事業の位置付けとなり、必須事業にもなっていない。身体障害者の入所施設からの地域移行の受け皿となる住まいの場（個人生活の場）の確保のため、福祉ホーム事業を再編し、自立支援給付の事業として位置付ける必要がある。